平成２１年（フ）第２１５号
福島県会津若松市本町３番24号　ツカハラアパート207号、前住所福島県会津若松市橋本２丁目３番17号
債務者　増井　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２１年（フ）第６７８号
茨城県常陸大宮市下村田2309番地の５
債務者　小林　留蔵
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６８８号
茨城県ひたちなか市西大島３丁目19番43号
債務者　板垣　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９２号
水戸市笠原町975番地の24　岩崎コーポＣ棟101号、旧住所水戸市八幡町４番16号　小松崎アパート103号
債務者　小澤　友一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第６９３号
茨城県ひたちなか市湊中央１丁目12番23号
債務者　大川　典子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第７０１号
茨城県常陸大宮市千田1630番地
債務者　蓮田　誠一
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所

平成２１年（フ）第１８６号
茨城県高萩市下手綱533番地の３　イノセントハウスＹＵＭＩⅡ102、前住所茨城県高萩市大字赤浜1313番地の３　ブルーフォレスト・ソラ203
債務者　永谷　正登
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１８７号
茨城県高萩市下手綱533番地の３　イノセントハウスＹＵＭＩⅡ102、前住所茨城県高萩市大字赤浜1313番地の３　ブルーフォレスト・ソラ203
債務者　永谷　祐美（旧姓矢吹）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第１２８号
茨城県鹿嶋市中1238番地７
債務者　水野　幸子（旧姓大川）
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１２９号
茨城県鹿嶋市中1238番地７
債務者　水野　　誠
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１３６号
茨城県神栖市須田1251番地
債務者　細野　君子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１４４号
茨城県鹿嶋市津賀1764番地１
債務者　飯田　洋子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第１５１号
茨城県鹿嶋市下塙８番地193
債務者　野口　能成
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　水戸地方裁判所麻生支部

平成２１年（フ）第３６号
埼玉県秩父市中村町４丁目12番30号
債務者　浅賀　友子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２１年（フ）第５６８号
金沢市額新保１丁目275番地　石住５号棟502号室
債務者　伊藤　順子（旧姓山川）
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第６１０号
石川県石川郡野々市町字徳用町26、住民票上の住所石川県石川郡野々市町字徳用町566番地の２
債務者　宮本　夏葉
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１８５３号
京都市西京区樫原平田町14番地の８　ＯＳ荘１Ｆ西２号室
債務者　平田　　**薫**
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係